本論文は

世界経済評論 2022 年 7/8 月号

(2022年7月発行)

掲載の記事です





人民元の国際化と デジタル人民元、CIPS



帝京大学経済学部教授

つゆぐち ようすけ 1980年東京大学法学部卒業, 日本銀行入行。在中国大使 館, 日本銀行香港事務所次長, 同北京事務所長。2011 年日本銀行を退職。信金中 央金庫、日本大学経済学部教授を経て2018年4月より現職。金融庁中国金融研究 会有識者メンバー(現職)。著書に『中国対外経済戦略のリアリティー』(共著)など。

人民元の国際化は2009年7月に開始されて以来、中国の対外取引の決済を過度に米ドルに依存する状況 から脱却することを狙って着実に進められている。その要因として為替変動リスクや決済の時差リスクの低減 に加えて、金融制裁のリスクの抑制という目的も含まれている。しかし、中国の対外資本取引規制は特に短期 の資本取引について未だに緩和が進んでおらず、世界で幅広く使用されるという観点での人民元の国際化は充 分ではない。第 14 次 5ヵ年計画においても「人民元の国際化を着実かつ慎重に推進する」とされており、資 本取引規制の緩和ペースはゆっくりとしたものになると考えられる。一方、デジタル人民元の開発が急ピッチ で進められており,人民元の国際化への貢献も期待されている。デジタル人民元は,中国の対外取引での人民 元の利用の拡大に対する海外のデジタル通貨による挑戦への対抗手段とはなり得るが、幅広い人民元国際化へ の効果は限定的であろう。また、人民元の国際化を促進するために人民元の対外決済システムである CIPS が 導入された。対ロシア金融制裁について、CIPS が制裁回避手段となる可能性は低い。日本も国家安全保障の 観点から「円の国際化」についてもう一度戦略的に検討すべきであろう。

人民元の国際化1)

1. 人民元の国際化の進展

2009 年 7 月 2 日に中国政府はクロスボー ダー人民元決済を行うことを認め、 人民元の国 際化のプロセスが開始された。その理由とし て. 人民銀行の公表文では前年の世界金融危機 を受けて、対外取引の決済を第三国通貨(米ド ル) に過度に依存していると大きな為替リスク に直面することを挙げている。同時に、人民元 と米ドルの為替売買に伴い、人民元の決済と

ニューヨークにおける米ドルの決済の時間差か ら生じるリスク²⁾ を軽減すること, さらにはア メリカの金融制裁の影響を回避することも当然 目的とされている。

開始当初、対象取引は貨物貿易に限られ、対 象地域は中国国内では上海市と広東省の4都市 (深圳, 広州, 東莞, 珠海市) の合計5都市の み、海外は香港、マカオ、東南アジア諸国 (ASEAN) に限られた。2010年6月には対象 取引が経常取引全体に拡大され、海外の対象地 域制限は撤廃された。その後、人民元のクロス ボーダー決済にかかる規制は順次緩和、整備さ

れ、人民元国際化のプロセスが進展した。資本 取引についてみると、2011年12月に香港に人 民元建て海外適格機関投資家制度(ROFII)が 導入された。RQFII は 2002 年に導入されてい た海外適格機関投資家制度 (QFII) の人民元 版である。QFIIでは、適格機関投資家が、海 外から外貨で中国に送金して中国の証券に投資 することが認められたが、RQFIIでは、人民 元で送金して、中国国内の証券に投資すること が認められた。2014年11月には上海証券取引 所と香港証券取引所をリンクすることで、一方 の取引所で取引される証券に対して他方の取引 所に参加する証券会社を通じて相互に投資する ことが可能となる上海・香港ストックコネクト が開始された。2016年12月には同様に深圳・ 香港ストックコネクトが開始された。投資に使 用される通貨は上海・深圳から香港への送金も 香港から上海・深圳への送金も人民元が使用さ れる。

2017年7月には、海外の機関投資家が香港 経由で中国本土の銀行間債券市場で売買を行う ことができるボンドコネクトが開始された。こ の時点では香港から中国本土への投資(北向 き) のみが認められた。

2020 年 5 月には QFII と RQFII の投資限度 枠が撤廃された。2021年9月10日には、香港、 マカオと広東省の間の「大湾区(グレーターベ イエリア)」においてクロスボーダー・ウエル スマネジメントコネクトが開始された $^{3)}$ 。広東 省の投資家は香港・マカオの銀行が販売する投 資商品に投資することができ(南向き). 香 港・マカオの投資家は広東省の銀行が販売する 投資商品に投資することができる(北向き)。 さらに同年9月24日には、ボンドコネクトの 南向きが開始された⁴⁾。

近年は特に香港を通じた資本取引の規制緩和 が重点的に行われている。人民銀行の公表文で は香港金融市場の発展をサポートするという意 図が示されている。

2015年10月8日には人民元のクロスボー ダー銀行間決済システム(Cross-border Interbank Payment System: CIPS) が稼働した。 詳細は後述するが、CIPS は人民元建てのクロ スポーダーの貿易決済、直接投資、融資、個人 送金などの決済をより効率的で便利にするもの であり、人民元の国際化を促進する効果を持 つ。

また、2016年10月から人民元はIMFの特 別引き出し権 (SDR) の構成通貨となった。 これによって、人民元は外貨準備適格通貨とな り、各国による保有が進むこととなった。

2. 人民元の国際化の現状

2020年の中国の対外取引全体の受払通貨に 占める人民元の比率は46.2%,2021年1~6月 は 48.2% と⁵⁾, 2009 年以前には事実上ゼロだっ た状態から大きく増加している。中国の対外取 引の受払が米ドルに過度に依存していた状況か ら脱却するという意味での人民元国際化は着実 に進展している。

一方、全世界の為替売買取引に占める各通貨 の比率を BIS による直近の 2019 年 4 月の統計 で見ると, 売買双方の通貨を計上して合計 200%に占める人民元の比率は4.3%にすぎず. 第3位の円の16.8%. 第4位の英ポンドの 12.8%に比して小さく. 第8位にとどまってい a^{6} 。また、SDR におけるウエイトは米ドル 41.73%, ユーロ30.93%, 人民元10.92%, 円 8.33%, 英ポンド8.09%で人民元は第3位で ある7)。しかし、世界各国の公的外貨準備に占 める比率をみると、2021年9月末で米ドル 59.1%. ユーロ 20.5%, 円 5.8%, 英ポンド 4.8%に対し、人民元は2.7%と第5位にとど まっている⁸⁾。これらの数値は名目 GDP が世 界第2位で、世界最大の輸出入額を有する中国 の数字としては低く、国際的に広範に使用され る通貨という意味での人民元の国際化は充分に 進展しているとは言えない。短期を中心に資本 取引が依然として厳格に規制されており 9 . 人 民元が海外での使用が不便な通貨にとどまって いることが原因と考えられる。2021年から開 始された第14次5ヵ年計画においても「人民 元の国際化を着実かつ慎重に推進する」とされ ている。銀行システムの安定を図るために利ザ ヤを確保する目的で預金・貸出金利の規制が続 いている中. 資本取引規制の緩和は当面慎重に 進められるものと考えられる¹⁰⁾。

デジタル人民元110

1. デジタル人民元開発の経緯

デジタル人民元は、中国人民銀行が発行する 人民元の現金に替わる電子的な支払い手段であ る。人民銀行は2014年からデジタル人民元の 研究を開始した。研究を開始した理由として, デジタル通貨の発展が人民銀行の現金発行業務 や金融政策に影響を及ぼしかねないことが挙げ られた¹²⁾。当時、中国で取引が活発に行われ ていたビットコインなどの暗号資産、および急 速に普及し始めたアリペイやウィーチャットペ イなど第三者決済と呼ばれる民間の電子的な支 払い手段が視野に入っていたと考えられる。

人民銀行が 2016 年 1 月に開催したデジタル 通貨フォーラムでは、デジタル人民元の利点と して、幅広い大衆が利用できるという金融包摂

の観点に加えて、マネーロンダリングや脱税の 防止になり、人民銀行の通貨供給コントロール 力を向上させることが指摘されている。暗号資 産や、第三者決済の普及により、当局による決 済情報の管理が困難となったことに対し、デジ タル人民元によって当局の情報管理能力を回 復、向上させようという意図がうかがえる。デ ジタル人民元の研究は、まず、国内的に、暗号 資産の普及や第三者決済による決済業務など銀 行業務への侵食に対抗するために開始された。

2019年6月, フェイスブック (現メタ) が デジタル通貨「リブラ」の発行構想を発表し た。リブラは主要通貨のバスケットを裏付けと し,通貨構成は米ドル50%,ユーロ18%,日 本円 14%. 英ポンド 11%. シンガポールドル 7%と公表された。シンガポールドルも主要通 **貨のバスケットに連動しているので、リブラの** 米ドルのウエイトは事実上50%を超える。

人民銀行の王信研究局長は2019年7月の講 演で、リブラは事実上米ドルに連動しているた め、その普及は国際的な米ドル支配の強化であ ると述べている。また、同局長はリブラへの対 応として中央銀行デジタル通貨の発行を挙げ t^{13} 。このように、中国政府はリブラが人民 元の国際化に対する脅威となると考え、国内的 な要因に加えて、国際的な要因が加わり、デジ タル人民元の実現が急がれることとなった¹⁴⁾。

2019年9月に行われた記者会見で人民銀行 の易綱総裁は、「デジタル人民元の研究は大き く進展した」と表明した¹⁵⁾。これによって, デジタル人民元実現の可能性が広く認識され た。同総裁は、さらに 2020 年 5 月に人民銀行 のウェブサイトにおいて「深圳、蘇州、雄安、 成都の4都市と2022年の冬季オリンピック会 場(北京,張家口)において試験運用を先行し

ている」と明らかにした¹⁶⁾。当初はシステム 的な実験が行われていたものと見られるが、 2020年10月12日に深圳で5万人の大衆に一 人当たり 200 元 (約3,600円) のデジタル人民 元を配布し、商店での使用について実証実験を 行った¹⁷⁾。2020年11月には上海,海南,長沙, 西安, 青島, 大連, 2022年3月31日には天 津, 重慶, 広州, 福州, 厦門, 浙江省のアジア 競技大会会場(2022年9月開催予定18). 杭州. 寧波など6都市)が実験地点として加えられ、 合計 23 都市で実証実験が行われている。デジ タル人民元の完全な実用化について、人民銀行 は、スケジュールは決まっていないとしてお り,2021年12月の中国人民銀行工作会議で も、2022年には「安全に秩序を保って、デジ タル人民元の研究開発試験を推進する」とのみ 述べられている $^{19)}$ 。当面は実証実験を続け、セ キュリティ面など様々な課題を確認するプロセ スが続けられるものと見られる。

2. デジタル人民元の概要

人民銀行の「デジタル人民元白書」による e^{20} . デジタル人民元は、人民銀行による集 中管理方式と人民銀行と商業銀行などからなる 二層運営方式を採用する。第一層の人民銀行 は、デジタル人民元の発行から消却に至る全過 程を集中管理し、第二層では、指定運営機関が 人民銀行からデジタル人民元の発行を受け、他 の商業銀行などとともにデジタル人民元の流通 サービスを行い、身分証明の強度に応じて取引 限度額や残高上限を設定したデジタルウォレッ トを提供する。

デジタルウォレットはスマートフォンのアプ リや、IC カードによって提供される。デジタ ル人民元の価値の移転は、暗号技術による価値

の移転と集中管理システムが併用され、イン ターネット環境の無いオフラインの状況でも. スマートフォン同士を接触させることや. IC カードを読取り機械に接触させることなどに よって可能である²¹⁾。

デジタル人民元にはコントロールされた匿名 性があり「小口は匿名, 大口は法により遡及」 という原則に従う。個人のプライバシー保護を 重視する一方で、マネーロンダリング、脱税な どの違法行為については、人民銀行による集中 管理によって監督管理が可能とされている。

「白書」によると、デジタル人民元は、クロ スボーダー決済における使用が可能となる技術 的条件を備えている。しかし、当面は国内のリ テール決済の需要を満たすことが先決としてい る。一方で、人民銀行デジタル通貨研究所は 2020年末から香港との間でデジタル人民元に よるクロスボーダー決済の実験を開始してお り、2021年2月にはタイ、UAE(アラブ首長 国連邦). 香港とBIS が参加する法定デジタル 通貨間ブリッジ構想(mCBDC Bridge)に参加 するなど、クロスボーダーの利用についての研 究を進めている。

デジタル人民元のクロスボーダーの利用につ いては、依然として特に短期の資本取引が規制 されている不便さに加えて、 匿名性に欠け、 取 引情報が中国政府に筒抜けになるという点も問 題である。デジタル人民元は、リブラのような 海外のデジタル通貨に対抗し. 人民元の国際化 が後退することを防ぐ効果はあると思われる。 しかし、国際的に広範に使用されるという意味 での人民元の国際化を大きく進展させる効果は 限定的と考えられる。

CIPS と金融制裁 ${\rm I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I}$

2022 年 2 月以降のウクライナ情勢を受けて, 各国によるロシアに対する金融制裁が行われる 中で、中国の CIPS が金融制裁の回避手段とな るのではないかと注目を集めている。

1. CIPS とは

CIPS は、中国と海外との間の取引に伴う人 民元の決済を行うシステムである。直接参加銀 行は CIPS の中に決済用の口座を持つ。2022 年2月末の時点で直接参加銀行は76行あり. そのうち海外所在の直接参加行は36行である。 国内外の間接参加銀行 1212 行は直接参加銀行 に決済口座を保有する。

日本の企業 I が日本国内の間接参加銀行 C に口座を持ち、中国国内の直接参加銀行 B に 口座を持つ中国企業 H に人民元で送金を行う 場合について決済の仕組みを見てみよう(図参 照)。

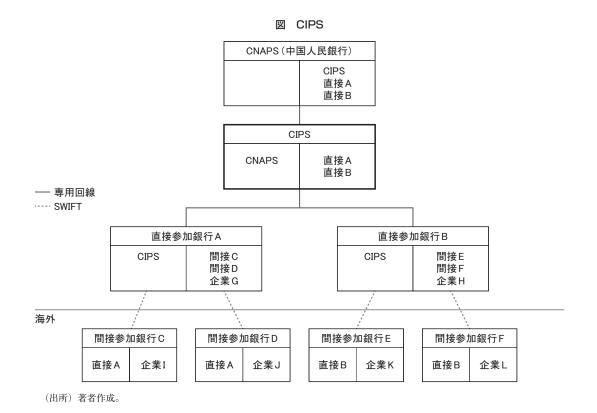
日本企業が間接参加銀行 C に人民元送金を 依頼すると、銀行 C は中国国内の直接参加銀 行 A にその情報を伝達し. 銀行 C が銀行 A に 保有する口座から人民元が引き落とされる。直 接参加銀行 A は CIPS に対し、中国国内の直 接参加銀行Bに送金することを依頼する。直 接参加行 A, B そして CIPS は、中国人民銀行 の人民元決済システムである CNAPS (China National Advanced Payment System) にそれ ぞれ口座を持っている。CNAPS は日本の日銀 ネットに相当するシステムである。直接参加行 は CNAPS に保有する口座から CIPS の口座に 毎日の朝、必要な資金を振り込み、CIPS は CIPS 内の直接参加行の口座に当該資金を振り

込んでおく。直接参加行 A から B への送金を 依頼された CIPS は、CIPS 内の A の口座から Bの口座に資金を振替える。CIPS で資金を受 け取った直接参加行Bはその資金を見合いに 中国企業Hの口座に資金を振り込み送金決済 は終了する。なお、営業終了時間には CIPS 内 の直接参加行の口座残高は全て CNAPS 内の CIPS の口座から CNAPS 内の直接参加行の口 座に戻され、CIPS 内の直接参加銀行の残高は ゼロとなる。

中国国外の間接参加銀行 C と中国国内の直 接参加銀行 A の間の情報伝達は SWIFT (Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication)で行われる。直接参加銀行と CIPS の間の情報伝達は CIPS の専用回線で行 われる。

CIPS は2つの効果を持つ。1つは、クロス ボーダーの取引に係る人民元決済をいちいち全 て CNAPS によって決済するのではなく. CIPS 内で口座振替を行い、CNAPS において は原則として営業時間の最初と最後に各銀行と CIPS 口座との間で振替えが行われることに よって, 決済件数を大きく節約する機能であ る。このような機能をクリアリング(清算)と 呼び、決済に伴うコストを大幅に削減すること ができる。もう一つは、クロスボーダー取引に 係る人民元送金を他の取引から分別して手続き を簡便化し、効率的に行うという機能である。 2つの機能によって、人民元の国際化を促進す る効果が期待される。また、CIPS は CNAPS と一体化した人民元限定のシステムであること が分かる。

SWIFT が多種の通貨について海外の銀行間 の情報伝達機能を行うシステムである一方. CIPS は人民元について情報伝達機能と口座間



の決済機能を持つシステムである。

2. 金融制裁はどのように行われるか

米国外における米ドルの決済について考えてみよう。米国には CHIPS (Clearing House Interbank Payment System) と呼ばれる決済システムがあり、その機能は原理的には中国のCIPS と同じである。CHIPS 参加銀行は米国内の銀行であり、海外の銀行は米国の銀行にドル口座を保有し、CHIPS 参加銀行を経由して最終的にはニューヨーク連銀にある CHIPS 口座と参加銀行の口座の振替えによって送金決済を行う。海外の銀行が決済用の口座を持つ米国内の銀行をコルレス銀行、保有するドル口座をコルレス口座と呼ぶ。海外の銀行とコルレス銀行の間の情報伝達は SWIFT で行われる。このような決済方法は、円やドルなど他の通貨につい

ても原理的には同様であり、ある通貨を海外で 使用する場合、通常は海外の銀行が通貨発行国 の銀行に口座を持ち、両者の間で情報伝達する ことが必要となる。

金融制裁として銀行を通じた送金決済を制限する方法としては、第1に特定の銀行をSWIFTから排除し、多様な通貨について他国の銀行との間の情報伝達を困難とすること、第2に、国内の銀行に対して、特定の海外の銀行や企業などにコルレス口座を使用させることを禁じ、その国の通貨を利用した送金をできなくすることが挙げられる。

今回の対ロシア金融制裁では、第1の制裁として2022年3月2日にSWIFTからロシアの大手中堅銀行7行を排除することが決定された。対象の7行は、多様な通貨について海外の銀行との送金情報の伝達が困難となった。ただ

し、ロシア最大のズベルバンクやガスプロムバ ンクは排除されなかった。そして、第2の制裁 として米国政府は2月24日にズベルバンクを 含むロシアの大手5行について米国内のコルレ ス口座を凍結した。この時点ではズベルバンク は銀行間決済のみが禁止されたが4月6日には 米国内の資産が凍結され、米企業との取引も禁 止された。この結果、これらの銀行はドル決済 ができなくなった。現状では、ズベルバンクな ど米国のコルレス口座は凍結されているが SWIFT からは排除されていない銀行はユーロ などドル以外の通貨で海外との送金決済を行う ことが可能であるし、米国のコルレス口座凍結 と SWIFT からの排除の両者の対象となってい ないその他のロシアの銀行が、ドルやその他の 通貨で海外と送金決済を行うことが可能であ る。

金融制裁についてのいくつかの論点

1. CIPS は金融制裁の回避手段となり得る か

対ロシア金融制裁の対象になっている銀行に とって、SWIFT に替わって CIPS が制裁回避 の手段になれるだろうか。海外直接参加銀行と CIPS の間の情報伝達は専用ラインか一般ライ ンで行われる。ロシアにおける直接参加行であ る中国工商銀行モスクワ支店と CIPS の間では SWIFT ではなく専用ラインによって情報を伝 達できると見られる。ロシア企業の中国との取 引については、同支店に人民元口座を開設する ことによって人民元送金を行うことが可能であ ろう。さらに日米欧などの企業とロシア企業と の間の送金を CIPS 経由で行うことも可能であ る。しかし、CIPS は CNAPS と一体化した人 民元限定のシステムである。CIPS が SWIFT に替わる情報伝達手段として機能するために は、日米欧などの企業とロシア企業との間で、 人民元で送金することに同意する必要がある が、双方にとって第三国通貨である人民元を使 用することはかなり難しいことと思われる。 CIPS が SWIFT を充分に代替することは、現 状では困難であろう。

2. コルレス口座凍結の回避手段

次に、米国内の銀行にあるコルレス口座の凍 結という金融制裁に対しては、例えば、ロシア の銀行が中国の銀行にドル口座を保有し、ロシ アの銀行のために中国の銀行が米国内に保有す るコルレス口座を利用するという形の制裁回避 が考えられる。これについては、北朝鮮に対す る金融制裁に際して、中国の丹東銀行が北朝鮮 のドル決済を支援したとして、2017年6月に 米国政府が米国内の銀行に対し丹東銀行との取 引を禁止するという制裁を行った例がある。中 国の銀行がロシアの制裁回避を支援しているこ とが明らかになれば米国から個別に制裁を受け る可能性があるだろう。

3. 中国に対する金融制裁の留意点

中国自身が金融制裁を受ける可能性について 考えてみよう。前述の通り、中国の対外受払に 占める人民元建ての比率は 2020 年に 46.2%. 2021年1~6月は48.2%に達している。対外取 引の半分程度は CIPS を利用した人民元の送金 決済が可能で、制裁を回避できることになる。 しかし、2020年の経常取引の人民元建て比率 は17.8%にとどまっている。貿易取引などの 経常取引は大部分が外貨建てであり、金融制裁 の影響を受ける。また地域別に見ると人民元建

て送金の相手先は香港が 46.0% を占める²²⁾。 中国の人民元建て対外取引は、香港経由の資本 取引が重要な部分を占めていることがわかる。 香港は RQFII やストックコネクト, ボンドコ ネクトなどを通じて、中国の対外資本取引の窓 口となっている。海外と香港との間の送金は大 部分ドルやユーロなどの外貨で行われ、香港で 人民元に交換されて、中国本土との間の送金が 行われる。香港を中国に含めて考えると、中国 の対外取引に占める人民元比率は大きく低下す ると見られる。中国に対して金融制裁を行う場 合は香港所在の金融機関を対象に含めることが 重要となる。しかし、香港は世界の金融機関が 進出する国際金融センターである。2019年の BIS の統計によると²³⁾ 香港は世界の外国為替 売買の7.6%を占め、英国、米国、シンガポー ルに次いで世界第4位である。ロシアは0.6%. 第17位に過ぎない。対ロシアの金融制裁に比 べ、香港を含めた中国に対する金融制裁は世界 の金融市場を大きく混乱させる可能性があるこ とに留意すべきであろう。

4. 戦略的な円の国際化が重要

中国は長期的には人民元の国際化を進め、世 界経済における地位を向上させようとするであ ろう。人民元は米ドルに替わる基軸通貨とはな らないまでも、少なくともアジアでは相当な存 在となる可能性がある。そうすると中国に対す る金融制裁は効きにくくなるし、逆に日本が中 国から金融制裁を受けるという可能性も考えな くてはならない。国家安全保障上の観点からそ のような状況を回避するため、日本は、もう一 度戦略的に「円の国際化」の促進を検討すべき であろう。

[注]

- 1) 人民元の国際化の詳細については露口(2017), 露口(2019), 露口(2022c)を参照。
- 2) このようなリスクは 1974 年に当時の西ドイツのヘルシュ タット銀行の破たん時に顕在化したので、ヘルシュタットリ スクと呼ばれる。
- 3) 中国人民銀行「粤港澳大湾区"跨境理财通"业务试点正式 启动」2019年9月10日
- 4) 中国人民銀行「内地与香港债券通"南向通"业务正式运行」 2019年9月24日
- 5) 中国人民銀行(2021b)。
- 6) BIS (2019)。その他の通貨は、第1位、米ドル、88.3%、 第2位, ユーロ, 32.3%, 第5位, オーストラリアドル, 6.8%, 第6位, カナダドル, 5.0%, 第7位, スイスフラ ン, 5.0%。
- 7) IMF "Special Drawing Rights (SDR)", August 5, 2021.
- 8) MF "Currency Composition of Official Foreign Exchange Reserve", December 23, 2021.
- 9) 例えば、日本では、1984年4月に為替フォワード取引にか かる実需原則が廃止され、同年6月には銀行の為替ポジショ ン規制である円転規制が撤廃された。これによって、短期資 本取引は事実上自由になった。中国では銀行の為替ポジショ ン規制や為替フォワード取引の実需原則が未だに存在する。
- 10) 大幅な資本取引の自由化が困難である点については露口 (2022b) を参照。
- 11) デジタル人民元の詳細については露口(2022a)を参照。
- 12) 中国人民銀行「中国人民银行数字货币研讨会在京召开」 2016年1月20日
- 13) 新浪财经「央行王信:国务院已批准央行数字货币的研发」 2019年7月9日
- 14) リブラについてはアメリカを含めた各国政府からも各国の 規制監督に服することを求められるなど批判が強まり、2020 年 12 月にリブラの名称をディエムに変更し、2021 年 10 月に フェイスブックから社名を変更したメタは、2022年1月、 ディエムの発行を断念した。
- 15) 中国人民銀行「"以新发展理念为引领,推进中国经济平稳 健康可持续发展"新闻发布会实录」2019年9月24日
- 16) 中国人民銀行「中国人民银行行长易纲在"两会"期间就金 融保市场主体等问题接受《金融时报》《中国金融》记者采访」 2020年5月26日
- 17) 腾讯新闻「解码央行数字货币 深圳:5万中签者首揭数字 人民币面纱」2020年12月14日
- 18) 2022年5月6日, 開催延期が発表された。
- 19) 中国人民銀行「2022 年中国人民银行工作会议召开」2021 年12月27日
- 20) 中国人民銀行 (2021a)。
- 21) オフライン決済の技術的な側面については、日本銀行 (2020) を参照。
- 22) 中国人民銀行(2021b)。
- 23) BIS (2019)_o

[参考文献]

- BIS (2019) "Triennial Central Bank Survey of Foreign Exchange and Over-the-counter (OTC) Derivatives Markets in 2019" December 2019.
- 中国人民銀行(2021a)「中国数字人民币的研发进展白皮书」

2021年7月16日

- 中国人民銀行(2021b)「2021年人民币国际化报告」 2021年 9
- 露口洋介(2017)「人民元の国際化」『中国対外経済戦略のリア リティー』梶田幸雄、江原則由、露口洋介、江利紅著、麗澤 大学出版会 2017年3月1日
- 露口洋介(2019)「為替管理と人民元の国際化」『中国の金融経 済を学ぶ』小原篤次・神宮健・伊藤博・門闖編著、ミネル ヴァ書房 2019年6月20日
- 露口洋介 (2022a) 「デジタル人民元と人民元国際化の最近の動 向-日中金融協力の視点から | 国際貿易投資研究所:調査研

- 究シリーズ 124『中国デジタル・トランスフォーメーション と多国間協力の可能性に関する研究』、2022年2月
- 露口洋介(2022b)「金融システムの改革と日中金融協力」『習 近平「一強」体制の行方』日本経済研究センター 2022年3
- 露口洋介(2022c)「中国の金融政策と人民元の国際化」,『アジ ア経済論』小林尚朗, 山本博史, 矢野修一, 春日尚雄編著, 文真堂 2022年3月
- 日本銀行(2020)「中銀デジタル通貨が現金同等の機能を持つ ための技術的課題」日本銀行決済機構局 2020年7月

世界でも例をみない諸外国の直接投資統計を調べる統計年鑑

世界主要国の直接投資統計集 (2021 年版) I. 概況編—CD-ROM版—

※印刷イメージの PDF 版と EXCEL 形式のデータ編で構成。

発行:2021年10月/価格:25,000円

- 日本で唯一の直接投資統計の年鑑。1997年以来毎年発行
- ・日本企業の進出が多い国・地域だけでなく、世界の202か国・地域の対内および対外直接投資額、直接投資残高、 直接投資収益等を収録し、国際比較ができる
- ・国別に投資形態別(クロスボーダー M&A、グリーンフィールド型投資)データおよび多国籍企業上位ランキング
- ・直接投資の分析に必要不可欠な各種指標(対 GDP 比)、貿易収支、サービス貿易収支等の対 GDP 比、テレコミュ ニケーション・コンピュータ情報提供サービス収支、技術・貿易関連等のサービス個人間送金、観光、知的財産使 用料等の直接投資関連データの国際比較データを収録
- ・見本 https://www.iti.or.jp/report_122.pdf をご参照ください。

世界主要国の直接投資統計集 (2022年版) II. 国別編―CD-ROM版―

※印刷イメージの PDF 版と EXCEL 形式のデータ編で構成。 発行: 2022年6月/価格: 70.000円 ※米ドル建に換算した数値データが利用できます(自国通貨建と米ドル建の2種類の表で構成)

日本で唯一の直接投資統計の年鑑。1997年以来毎年発行し25回目/日本企業の進出が多い国・地域を中心に、対内 および対外直接投資統計を収録。収録国数:59 か国 (日本を含む)/各国・地域の中央統計局、中央銀行、外国企業 誘致促進機関等が作成する直接投資統計をもとに最新時点までの時系列データを掲載

【収録国・地域】アジア・太平洋地域[中国、香港、韓国、台湾、フィリピン、タイ、シンガポール、ベトナム、ラ オス、カンボジア、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、インド、バングラデシュ、パキスタン、オーストラリア、 ニュージーランド]/米州 [米国、カナダ、メキシコ、ブラジル、チリ、ペルー]/欧州 [英国、ドイツ、フランス、 アイルランド、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、デンマーク、オー ストリア、スイス、スペイン、ポルトガル、ポーランド、チェコ、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、エスト ニア、ラトビア、リトアニア、クロアチア、スロベニア、キプロス、ギリシャ]/その他「ロシア、イスラエル、南 アフリカ、トルコ]

- ・見本 https://www.iti.or.jp/report_119.pdf をご参照ください。
- ・姉妹統計年鑑の「世界主要国の直接投資統計集 I. 概況編」を併用してお使いになると便利です。

ITI 国際直接投資マトリックス (2021 年版) ─CD-ROM版─

※印刷イメージの PDF 版と EXCEL 形式のデータ編で構成。

発行: 2021年10月/価格: 20,000円

1998 年以来毎年発行し 18 回目 / OECD 加盟国と諸外国との直接投資額の表/対内直接投資および対外直接投資に ついて、フロー表とストック表を作成/2005年から2019年までの表が利用可能/非製造業種(金融・保険等の各種 サービス)の直接投資額の表が利用可能/直接投資の分析に役立つ関連統計の2019年データまでをあわせて収録/ 見本 https://www.iti.or.jp/report_123.pdf をご参照ください/姉妹統計年鑑の「世界主要国の直接投資統計集」「 I . 概況編」および「Ⅱ. 国別編」を併用してお使いになると便利です。

※お問合せ、ご購入をご希望の方は下記までご連絡ください。

一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI)

TEL: 03(5148)2601 / FAX: 03(5148)2677

〒 104-0045 東京都中央区築地 1 丁目 4 番 5 号 第 37 興和ビル 3 階 E-Mail:jimukyoku@iti.or.jp/ URL:https://www.iti.or.jp/